

## 地域自治協議会推進部会 会則

### (設置)

第1条 地域自治協議会推進部会（以下「推進部会」という。）は奈良市自治連合会会則第4条(4)を受け、第22条に定める専門部会として設置するものとする。

### (目的)

第2条 推進部会は、奈良市自治連合会の会員各地区の地域自治協議会設立及び推進に向け、その諸施策について必要な調査研究及び協議を行うものとする。

### (定義)

第3条 この会則における地域自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域（概ね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の住民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

### (構成)

第4条 地域自治協議会の調査研究及び協議については、奈良市自治連合会が主体的に取り組む必要があるため、第2条の目的に賛同する地区自治連合会の自主的参加により推進部会を構成する。

### (委員)

第5条 前条にもとづき参加する地区自治連合会長を推進部会の委員とする。  
2 地区の自治連合会長でない地域自治協議会長等の参加を認め、委員とする。

### (役員)

第6条 推進部会に、次の役員を置く。  
(1) 部会長 1 名  
(2) 副部会長 3 名 以内  
2 部会長は、原則として奈良市自治連合会の副会長から選任される。  
3 部会長は、推進部会を代表し、会務を統括する。  
4 部会長は、副部会長を任命する。  
5 副部会長は、部会長に事故あるときは、その順位に従い職務を代行する。

### (会議)

第7条 推進部会の会議は、部会長が招集し、その座長となる。  
2 推進部会は、奈良市自治連合会の定例会又は役員会に併せて招集する。  
3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、推進部会の運営その他について必要な事項は、部会長が会議に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

(廃止要領)

地域自治協議会検討委員会設置要領（令和4年4月20日施行）は廃止する。